

第107号議案「知事の給与の特例に関する条例」
に対する附帯決議

第107号議案「知事の給与の特例に関する条例」の提出の原因ともなった川勝平太知事の不適切な発言は、多くの県民を傷つけ、かつ、県に対する県民の信頼を損ねるものであり遺憾である。

本条例の施行に当たっては、知事に猛省を促し、かつ、かかる事態を二度と引き起こすことのないよう、下記の事項を強く求める。

記

- 1 今回の給与減額は、あくまで知事個人の発意による、不適切発言に対する責任の取り方の一つに過ぎず、これによって、御殿場市民及び県民に与えた負の影響が払拭されるものではないことを知事は強く認識すること。
- 2 本県議会では、2年前に「川勝平太知事に対する辞職勧告決議」を可決しており、今回の給与減額は、当該決議に対して何ら影響を及ぼすものではないことを知事は自覚すること。
- 3 多くの県民は、「給与の減額」ではなく「給与の返上」と認識していることから、知事はこの認識を改めるための説明責任を果たすこと。
- 4 これまでの度重なる知事の不適切発言が招いた県政の混乱は、知事個人に責任があることは当然であるが、これを県庁全体の課題と捉え、県当局は、知事の言動を十分に把握した上で、知事をいさめること。
- 5 本定例会の本会議で知事が明言したとおり、仮に不適切な発言があった場合には辞職するとの発言に責任を持つこと。

以上、決議する。

令和5年10月13日

静岡県議会